

平成16年5月12日

各 位

船井電機株式会社

代表者名 取締役社長 船井 哲良
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問合せ先 IR・広報部 武井 睦夫
(TEL. 072-870-4395)

自己株式の処分(売出し)に関するお知らせ

当社は、平成16年5月12日開催の取締役会において、自己株式の処分(売出し)に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分株式数 普通株式 766,600株
2. 処分価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により下記3.処分方法に記載の売
出価格決定日に決定する。
3. 処分方法 売出しとし、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村
証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社に全
株式を買取引受けさせる。なお、売出価格は日本証券
業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定
される方式により、売出価格決定日(平成16年5月20日
(木)から平成16年5月25日(火)までのいずれかの日。以
下、「売出価格決定日」という。)における株式会社大阪
証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日
に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円
未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した
上で、売出価格決定日に決定する。また、売出しにおけ
る引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に
支払われる金額である処分価額(引受価額)を差し引い
た額の総額とする。
4. 申込期間 平成16年5月26日(水)から平成16年5月28日(金)ま
で。なお、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上
げることがあり、最も繰り上がった場合は平成16年5月
21日(金)から平成16年5月25日(火)までとなる。

5. 払込期日 平成16年5月28日(金)から平成16年6月2日(水)までのいずれかの日。すなわち、上記4. 申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成16年5月28日(金)となる。
6. 受渡期日 平成16年5月31日(月)から平成16年6月3日(木)までのいずれかの日。すなわち、上記4. 申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成16年5月31日(月)となる。
7. 申込証拠金 1株につき売出価格と同一金額とする。
8. 申込株式数単位 100株
9. 処分後の自己株式数 34株
10. 自己株式の処分(売出し)については、平成16年5月12日(水)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出している。
11. 自己株式の処分(売出し)に関し必要な一切の事項は、代表取締役に一任する。

【ご参考】

- 自己株式の処分(売出し)の目的
当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を目的としたものです。
- 自己株式の処分による手取金の使途
自己株式の処分による手取概算額12,581,072,000円については、全額を運転資金に充当する予定であります。

ご注意 この文章は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。